

平成21年第4回竜王町議会定例会（第1号）

平成21年12月9日

午後1時00分開会

於 議 場

1 議事日程（1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第94号 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第95号 竜王町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第96号 竜王町立環境衛生施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議第97号 竜王町立武道交流会館の設置および管理に関する条例
- 日程第 7 議第98号 竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第99号 平成21年度竜王町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 9 議第100号 平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第10 議第101号 平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）
- 日程第11 議第102号 平成21年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議第103号 平成21年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議第104号 平成21年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議第105号 滋賀県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少および規約の変更について
- 日程第15 議第106号 滋賀県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少および規約の変更について
- 日程第16 議第107号 滋賀県市町村職員研修センターを組織する地方公共団体の数の減少および規約の変更について
- 日程第17 議第108号 東近江行政組合の規約の変更に関する協議につき議決を求ることについて
- 日程第18 議第109号 滋賀県市町土地開発公社定款の変更につき議決を求ることについて

とについて

2 会議に出席した議員（11名）

1番	蔵口嘉寿男	2番	貴多正幸
4番	村田通男	5番	山田義明
6番	山添勝之	7番	菱田三男
8番	若井敏子	9番	岡山富男
10番	小森重剛	11番	大橋弘
12番	寺島健一		

3 会議に欠席した議員（1名）

3番 圖司重夫

4 会議録署名議員

4番 村田通男 5番 山田義明

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	竹山秀雄	代表監査委員	小林徳男
副町長	青木進	教 育 長	岡谷ふさ子
会計管理者	布施九藏	総務政策主監	川部治夫
住民福祉主監兼健康推進課長	山添登代一	産業建設主監	小西久次
総務課長	松瀬徳之助	政策推進課長	杼木栄司
生活安全課長	福山忠雄	住民税務課長	若井政彦
福祉課長	吉田淳子	産業振興課長	心得兼農業委員会事務局長
建設水道課長	田中秀樹	教育次長	井口和人
学務課長	富長宗生	生涯学習課長	赤佐九彦

6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 村井耕一 書 記 古株三容子

開会 午後 1 時 00 分

○議長（寺島健一） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、11人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成21年第4回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 皆さん、こんにちは。平成21年第4回竜王町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

早いものでございまして、師走月も中旬にさしかかってまいりました。あと3週間もすれば越年という懐しい時期でございますが、議員各位におかれましてはますますご健勝にて、日夜を問わず議会活動にご専念賜り、誠にご苦労さまでございます。また、本日、第4回竜王町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には年度末のご多用の中ご出席賜り、厚く御礼を申し上げる次第であります。

先の臨時議会でも触れましたが、去る8月30日に行われました衆議院議員の総選挙において、民主党が308議席を獲得し第1党に躍進、続いて鳩山政権が誕生いたしました。まさに、歴史的な変化が起こったわけであります。国民一人一人の投票によって政権交代がなされたものであり、変革を求める国民の思いが、こういった結果を生み出したものと存じます。新政権誕生後3ヵ月になろうとしています。政局の安定はまだまだ先になるのではと見られますものの、地域主権、国民の目線での政策、何よりも国民の生活が第一とうたわれている新政権に期待をいたすものでございます。

一方、経済面にありましては、前政府は、今夏にさしかかる頃、景気の底打ちを報じましたが、半年も経たない間に、11月度の月例経済報告で「日本経済はデフレ傾向にある」と発表しました。金融機関の不良債権処理が進んでいるとは申せますものの、物価下落は企業の業績悪化へ、その次には賃金・雇用状況への影響が心配される、いわゆる負の連鎖になっていくことが懸念される実態であると思います。

加えまして、11月下旬にはドバイを震源地とする為替ショックが発生し、円が独歩高を示すようになってまいりましたし、国内では、株価が弱含みで乱高下する有様であります。県下におきましては、有効求人倍率が極めて厳しい状態であり、製造業が多い県内の雇用状況がこの先どのようにしていくか、しっかりと

と直視していかなければならないと考えております。

かかる折、11月30日には東近江のハローワークにて、ワンストップサービスが試行され、竜王町も参加をいたしました。管内では24名が、竜王町も1名の方が相談に行かれたと報告を受けておりますが、引き続いての対応を指示したところでございます。

さて、年が明けますと、いよいよアウトレットモールの開業が間近となってまいります。今春からは竜王インターチェンジ関連道路整備検討協議会で3回の協議を持っていただき、10月に短期・中期・長期で取り組む事項を提言していただきました。短期とは、開業までに実施しなければならない項目であり、私は現在、取りこぼしがあってはならないと各項目の進行について鋭意努力しているところでございます。さらには、開業前後をしっかりと検証し、問題が発生したならばすぐの対応・対処が可能なように、次の対策協議会については事業者加入のもとで設置を進めているところでございます。

次に、新型インフルエンザ対策であります。まだ警戒を怠ってはならないことは言うまでもありませんが、新型インフルエンザ対策本部といたしましては、12月1日から来年の1月10日までの間における多世代が多数参加される町主催のイベントや行事につきましては、引き続き中止することにいたしました。小学校においても学級閉鎖が出ていますし、寒くなってきたので、季節型インフルエンザの流行も十分考えられます。町民の皆様には、ワクチン接種に応じていただくことと、インフルエンザにかかるないように予防対策をとっていただきたいと思っています。どうか、議員各位におかれましても、インフルエンザ対応に関し、町民への啓発等にはお力添えを賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

結びになりましたが、本定例会には、条例改正に関して5件、一般会計および特別会計の補正予算6件、規約および定款の変更5件、以上合計16件の議案を提出させていただきます。何とぞ慎重なるご審議を賜り、お認め賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

○議長（寺島健一） これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に、議会諸般報告書ならびに竜王町議会会議規則第119条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願ひいたします。なお、説明は省略いたしますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（寺島健一） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、4番 村田通男議員、5番 山田義明議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 会期の決定

○議長（寺島健一） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月22日までの14日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月22日までの14日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 3 議第94号 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

## 日程第 4 議第95号 竜王町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

## 日程第 5 議第96号 竜王町立環境衛生施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

## 日程第 6 議第97号 竜王町立武道交流会館の設置および管理に関する条例

## 日程第 7 議第98号 竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

## 日程第 8 議第99号 平成21年度竜王町一般会計補正予算（第7号）

## 日程第 9 議第100号 平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）

## 日程第10 議第101号 平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）

## 日程第11 議第102号 平成21年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

## 日程第12 議第103号 平成21年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第13 議第104号 平成21年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議第105号 滋賀県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少および規約の変更について
- 日程第15 議第106号 滋賀県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少および規約の変更について
- 日程第16 議第107号 滋賀県市町村職員研修センターを組織する地方公共団体の数の減少および規約の変更について
- 日程第17 議第108号 東近江行政組合の規約の変更に関する協議につき議決を求ることについて
- 日程第18 議第109号 滋賀県市町土地開発公社定款の変更につき議決を求ることについて

○議長（寺島健一）　日程第3　議第94号から日程第18　議第109号までの16議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄）　ただいま一括上程いただきました議第94号から議第109号までの16議案につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。まず、議第94号から議第104号までの11議案につきまして提案理由を申し上げます。議第94号、竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町が廃置分合により平成21年12月31日をもって廃止されることに伴い、東浅井郡および伊香郡の名称がなくなることから別表第2備考2中の「東浅井郡」および「伊香郡」を削るものでございます。

次に議第95号、竜王町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町が廃置分合により平成21年12月31日をもって廃止されることに伴い、東浅井郡および伊香郡の名称がなくなることから、別表備考2中の「東浅井郡」および「伊香郡」を削るものでございます。

次に議第96号、竜王町立環境衛生施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第2条の表中、獅々垣墓地の地番が土地改良による従前の換地処分前のものとなっておりましたので、本来の地番に改めるとともに、条例中の文言整理等を行うものでございます。

次に議第97号、竜王町立武道交流会館の設置および管理に関する条例の制定

につきましては、青少年の健全育成ならびにスポーツ振興および町民の体力向上・健康増進を図るため、武道交流会館を竜王町大字橋本15番地の竜王中学校第2体育館跡地に建設中であり、武道交流会館を多くの町民皆様にご利用いただき、「礼に始まり礼に終わる」といわれます日本の伝統的スポーツ、武道の振興を図ってまいりたいと考えておりますことから、新たに設置および管理に関する条例を整備するものでございます。

また、この条例を制定することに伴い、当該施設を重要な公の施設として、付則により竜王町議会の議決に付すべき公の施設の廃止または長期かつ独占的利用に関する条例の一部を改正し、本条例第3条第10号に「武道交流会館」を追加するものでございます。

次に議第98号、竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、救急搬送時において、搬送先医療機関が速やかに決まらないケースが相次いでいることが問題視されていることを踏まえまして、消防機関と医療機関の連携を推進するための仕組みを確立し、緊急搬送および受け入れの円滑な実施を図るため、消防法の一部を改正する法律が平成21年5月1日に公布され、傷病者の搬送および受け入れの実施基準を定めるとともに、当該実施基準に関する協議等を行うための消防機関・医療機関等を構成員とする協議会を設置することを都道府県に義務付けるという条項が追加されたことにより、本条例に引用規定の条ずれが生じますことから改正を行うものでございます。

次に議第99号、平成21年度竜王町一般会計補正予算（第7号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第6号）までの歳入歳出予算額が51億3,440万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ2億4,420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億7,860万円といたしたいものでございます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、電算基幹系システムリプレースに係ります予算の調整、国の地域グリーンニューディール基金事業を活用したソーラー灯の設置、地方バス路線確保に係ります補助金の額の確定、自立支援給付費等についての実績見込みや昨年度整備いたしております保健センター・女性の家に係ります国庫交付金の返還額の確定、障害児保育事業に係ります補助金、妊婦検診委託料、バイオディーゼル分析調査業務委託料、県単独土木建設事業負担金の調整、実質公債費比率改善に向けた繰上償還元金・補償金の増額および人件費の減額など予算の調整をお願いするものでございます。

また、債務負担行為につきましては、平成22年度での事業実施を円滑に行うため、広報印刷、各種健診業務などの追加をお願いするものでございます。

次に議第100号、平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が9億6,597万7,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ3,001万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,599万円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳入におきましては、歳出の財源となるものでございますが、国庫負担金の療養給付費等負担金が380万円、高額医療費共同事業負担金が230万円、国庫補助金の財政調整交付金が98万円、県補助金の普通調整交付金が70万円、嘱託徴収員の人事費の増額分として特別調整交付金が170万1,000円、県負担金の高額医療費共同事業負担金が230万円のそれぞれ増額、共同事業交付金が550万円の減額、保険財政共同安定化事業交付金が1,000万円、繰越金が1,373万2,000円のそれぞれ増額でございます。

歳出では、受診率の上昇に伴い退職者医療通知事務委託料が2,000円、嘱託徴収員の人事費が170万1,000円、一般被保険者、退職被保険者とも医療費の増加に伴い療養給付費、療養費が2,177万円、高額療養費が100万円のそれぞれ増額、医療費と介護費が高額となった世帯へ給付する高額介護合算療養費は、平成20年度より開始となり今年度から初めて給付となります、給付要件がようやく確定しましたので、給付要件に照らしますと一般被保険者分として400万円、退職被保険者分として50万円、介護納付金の概算納付額が確定したことから636万円のそれぞれ減額、高額医療費および保険財政共同安定化に係る共同事業への拠出金についても概算納付額が確定したことから1,800万円の増額、特定健康診査の集団健診での実施人数が確定したことから、200万円の減額、過年度へ遡及しての資格喪失者へ税の精算で生じる過年度還付金が今年度の実績から算出すると不足することから40万円の増額でございます。

また、地方自治法第214条の規定による債務負担行為といたしまして、平成22年度までの限度額を特定健康診査業務650万円、若年健康診査業務60万円をそれぞれお願いするものでございます。

内容といたしましては、特定健康診査は平成20年度からすべての医療保険者

に特定健診・特定保健指導の実施が義務付けられましたが、特定健康診査の実施時期は、他市町やその他保険者も年度当初に実施されているところが多数となっており、新年度になってからの契約となると希望する日程での契約が難しく、可能な限り早く業者を選定し日程調整をする必要がありますので、債務負担行為とさせていただくものでございます。

次に議第101号、平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が、医科8,932万1,000円、歯科5,500万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ医科476万5,000円、歯科26万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ医科9,408万6,000円、歯科5,526万1,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳入におきましては、歳出の財源となるものでございますが、医科については繰越金が476万5,000円、歯科については繰越金が26万1,000円のそれぞれ増額でございます。

歳出では、まず医科については、職員の人事異動および共済負担金の変更により給料等人工費が57万5,000円、臨時職員の賃金に不足が生じることから賃金84万1,000円のそれぞれ増額、B型肝炎抗体検査委託料が不要となりましたことから3万3,000円の減額、医師の研修に伴う旅費および負担金が3万2,000円、医薬品衛生材料費の不足により、医薬材料費および臨床検査手数料が335万円のそれぞれ増額でございます。

続きまして、歯科については、職員の人事異動および共済負担金の変更により給料等人工費が24万1,000円の増額、B型肝炎抗体検査委託料14万9,000円を委託料から手数料に組換えを行うものでございます。

次に議第102号、平成21年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算現計額が、7億3,173万8,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ1,552万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,726万6,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、平成21年度の執行調整等によるもので、歳入におきましては、繰越金の増額、町債の増額でございます。歳出では、前年度の消費税納税額の確定により、今年度において中間申告・納税が必要とな

ったための増額、人件費の増額、琵琶湖流域下水道維持管理負担金の増額、県施工流域下水道事業負担金の増額でございます。

次に議第103号、平成21年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております予算額は、5億4,542万6,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ1,227万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,769万9,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳入におきましては、保険給付費に見合うルール分の負担として、国・県・支払基金などの公費負担分が819万5,000円、一般会計からの繰入金が20万3,000円、繰越金が387万5,000円の増額でございます。

歳出では、保険給付費といたしまして、今日までの実績を勘案し、居宅介護サービス給付費が660万円、居宅介護サービス計画給付費が360万円、介護予防サービス給付費が150万円、介護予防サービス計画給付費が37万円のそれぞれ増額、地域支援事業費といたしまして、地域包括支援センター運営事業に係る職員の共済負担金の変更等により給料等人件費が20万3,000円の増額でございます。

次に議第104号、平成21年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、平成21年度竜王町水道事業会計の第3条で定めました収益的収入および支出の既決予定額は、それぞれ3億415万5,000円でございます。今回、支出予算内での組み替えを行うものでございます。

補正予算の内容といたしましては、収益的支出で配水及び給水費といたしまして漏水修理に伴います修繕費を193万3,000円の減額、総係費といたしまして、人事異動に伴います人件費を193万3,000円増額するものでございます。

また、人件費補正に伴い第7条で定めております議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を改正させていただくものでございます。

以上、議第94号から議第104号までの11議案につきまして、提案理由を申し上げたところでございますが、議第97号・議第99号および議第102号につきましては、詳細について教育次長および担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（寺島健一） 赤佐教育次長。

○教育次長（赤佐九彦） ただいま町長から議第97号、竜王町立武道交流会館の設置および管理に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明があつたわけでございますが、さらにその内容についてご説明させていただきます。

竜王町立武道交流会館は、条例第1条の目的において定めておりましたとおり、柔道、剣道およびその他のスポーツの普及振興を通じて、特に青少年の心身の鍛錬および育成を図ることとしております。

具体的な利用の想定といたしましては、主として、昼間は、学習指導要領の改訂による保健体育科の武道の授業への対応ならびに、中学校のその他のスポーツ振興や教育活動に利用し、さらに夜間は、スポーツ少年団や地域住民の皆様の健康新体力づくりの場としての利用を見込んでおります。

第2条では、竜王町立武道交流会館の名称および位置を定めております。

第3条では管理について定めており、管理者につきましては、教育施設として位置づけをいたしておりますことから、教育委員会が直接管理をいたします。

第4条および第5条では、開館時間および休館日を定めております。

第6条では使用について定めており、町立学校をはじめ町内在住者および事業所ならびに団体に利用をいただくこととしていますが、畳がある施設の特性上、災害時には避難所としての活用も想定いたしますとともに、教育委員会が特に必要と認める場合には、その他の利用にも供することのできる規定にしております。

第7条から第9条までは、具体的な施設利用にかかります使用許可および使用の制限ならびに使用許可の取消しの基本的事項を定めており、使用許可等の手続きにつきましては、規則に委任いたしております。

第10条は、施設の使用料について定めております。使用料の設定にありますと、近隣施設の状況も参考しつつ、具体的な額については、過日、竜王町公共料金等審査会にてご審議いただき、妥当な額であると答申されましたので、その額を施設使用料として設定させていただくものであります。

具体的には、学校が教育活動に使用する場合は使用料を徴収しないものとし、社会体育の振興については、設置目的も十分踏まえて、次世代を担う子どもたちの育成の面から、18歳以下の者が使用する場合は使用料を2分の1とするものであります。

第11条では、公益上または特別の理由がある場合には、その使用料の一部または全部を免除することができる定めをいたしておりますので、施設目的や利用

実態、さらには公平性の観点から遺漏のない対応をしてまいりたいと考えております。

第12条では使用料の返還について、第13条では使用者の義務について、第14条では損害賠償について、それぞれ規定しております。

第15条は委任事項で、この条例に定めるもののほか、武道交流会館の管理および運営に関し、必要な事項は教育委員会規則で定めるものとしております。

付則第1条につきましては、この条例の施行期日についての定めでありますが、現在建設中であることから、規則で定める日から施行すると規定し、施設の目的物引渡しが終えた後に条例の施行期日を定める規則を制定する予定であります。

続いて、付則第2条につきましては、竜王町立武道交流会館の設置および管理に関する条例を制定することに伴い、地方自治法第244条第2項ならびに第96条第11項の規定を踏まえ、当該施設を重要な公の施設として、この条例の付則により、竜王町議会の議決に付すべき公の施設の廃止または長期かつ独占的利用に関する条例の一部を改正し、本条例第3条第10号に「武道交流会館」を追加するものでございます。

以上、誠に簡単でございますが、議第97号、竜王町立武道交流会館の設置および管理に関する条例の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 引き続きまして、議第99号、平成21年度竜王町一般会計補正予算（第7号）の内容について、お手元配付の補正予算の概要により説明させていただきます。

補正予算の主な内容といたしましては、まず歳入予算では、国庫支出金として実績見込みにより障害者自立支援給付費現年度負担金が1,175万円、精算により同過年度負担金が41万2,000円のそれぞれ増額、同じく実績見込みにより県負担金が587万5,000円の増額、地域グリーンニューディール基金事業での公共施設省エネ・グリーン化推進事業補助金が300万円、防災情報通信設備整備事業交付金が181万円、河川愛護活動事業委託金が102万8,000円のそれぞれ増額、繰上償還に充当いたします減債基金繰入金が1億6,000万円の増額、前年度繰越金が6,026万円の増額等でございます。

次に歳出予算の主なものといたしましては、電算基幹系システム開発・管理事業として昨年度から順次整備を進めております町電算システムのうち人事管理

システム導入費について、ベンダー（販売会社）から提示されているシステムとこちらが希望するシステムの機能面で隔たりがありますこと、現時点からの整備では新年度当初からの稼動に間に合わないことなどから 640万5,000円を減額、総合庁舎維持修繕事業として国の補正予算で設置されました地域グリーンニューディール基金事業を活用した庁舎駐車場へのソーラー灯設置工事費や水銀灯の修繕費が 361万1,000円の増額、公共交通対策費として地域バス路線確保にかかる補助金が 372万4,000円の増額、税過年度過誤納還付金が 100万円の増額、実績見込みにより自立支援給付事業が 2,350万円、自立支援医療給付事業が 120万円のそれぞれ増額、老人福祉・一般管理費として、昨年度、国の地域介護・福祉空間整備交付金を活用して保健センターおよび農村女性の家について整備したところですが、事業完了による精算に伴い、交付金の返還額として 767万7,000円の増額、障害児保育事業として、加配該当児童の確定による補助金が 187万4,000円の減額、母子保健事業として妊婦検診委託料が 161万円の増額、廃棄物再生利用等推進事業としてバイオディーゼルの分析調査業務委託料が 141万8,000円の減額、県単独土木建設事業負担金として、県において行われます国道477号交差点改良の設計費用および県道綾戸東川線の歩道拡幅等の設計料に対する町負担金が 150万円の増額、河川総務費・一般管理費として、10月初めの台風上陸でデータ更新を多数行ったことによるシスパッドシステム通信回線料が 14万6,000円、河川愛護作業補助金について実施面積の確定による 103万8,000円の合わせて 118万4,000円の増額、防災情報通信設備整備事業として、万一の有事に備え全国瞬時警報システム受信設備整備費が 181万円の増額、埋蔵文化財緊急発掘調査事業にかかる諸経費を 160万円の減額、財政健全化法に基づく実質公債費比率を下げるための繰上償還元金が 2億1,845万9,000円の増額、償還利子が 418万3,000円の減額、繰上償還に伴います補償金が 2,552万7,000円の増額、人事院勧告に伴います給与条例改正による減額と現時点での予算執行見込みとの調整により人件費が 2,804万8,000円の減額等でございます。

次に、債務負担行為補正の内容は、広報りゅうおう印刷のほか、各種健康診査・健康診断業務、竜王町外国人英語指導業務でございます。これらの事業につきましては、いずれも年度当初から実施する必要があるもの、年度の早いうちに実施することが望ましい事業であり、特に各種健康診査業務につきましては、健診実

施事業者の数が限られており、契約時期を逸しますと契約業者とのスケジュール調整が困難となり、住民への周知を含め、事業実施に支障をきたすおそれがあります。このようなことから、平成22年度での事業実施を円滑に行えるよう契約を今年度中にいたしたいと考えており、債務負担行為の追加をお願いするものございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議第99号、平成21年度竜王町一般会計補正予算（第7号）の概要を申し上げ、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） 引き続きまして、議第102号、平成21年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。一般会計および特別会計の歳入歳出補正予算に関する説明書59ページからの下水道事業特別会計補正予算（第2号）の事項別明細書によりご説明申し上げます。

補正前の予算総額は、歳入歳出それぞれ7億3,173万8,000円で、今回その総額に1,552万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を7億4,726万6,000円とさせていただくものでございます。補正予算の内容につきましては、先に町長よりご説明いただきましたが、平成21年度の執行調整等をさせていただくものでございます。

まず、歳入の関係でございますが、60ページの繰越金について、822万8,000円の増額、町債について、琵琶湖流域下水道事業債を730万円の増額をさせていただくものでございます。

次に、歳出の関係でございますが、61ページ公共下水道事業費の一般管理費の公課費について、前年度の消費税納税額の確定により、今年度において中間申告・納税が必要となり287万1,000円の増額、施設管理費について給料・職員手当等共済費が合わせて61万7,000円の増額、地区水等の使用水量の増加に伴い流域下水道維持管理負担金が475万2,000円の増額、管渠築造費について、給料・職員手当等共済費が合わせて66万円の増額、県施工の流域下水道建設事業の国庫補助対象事業費の増額に伴い、流域下水道事業負担金が662万8,000円の増額をさせていただくものでございます。

次に、議案書の27ページ、第2表の地方債補正でございますが、地方債の限度額を流域下水道事業で730万円を増額し、6,780万円とさせていただく

ものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明といたします。よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（寺島健一） 引き続きまして、提案理由の説明をお願いいたします。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 続きまして、議第105号から議第109号までの5議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第105号、滋賀県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少および規約の変更につきましては、滋賀県自治会館管理組合を組織する虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町が、廃置分合により平成21年12月31日をもって廃止され、当組合を脱退されることにより、当組合を組織する地方公共団体の数の減少と併せて組合議員の議員定数を見直す必要があることから、このことに伴う規約変更の議決を全構成団体にお願いするものでございます。

次に議第106号、滋賀県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少および規約の変更につきましては、滋賀県市町村交通災害共済組合を組織する虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町が、廃置分合により平成21年12月31日をもって廃止され、当組合を脱退されることにより、当組合を組織する地方公共団体の数の減少と併せて組合議員の議員定数を見直す必要があることから、このことに伴う規約変更の議決を全構成団体にお願いするものでございます。

次に議第107号、滋賀県市町村職員研修センターを組織する地方公共団体の数の減少および規約の変更につきましては、滋賀県市町村職員研修センターを組織する虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町が、廃置分合により平成21年12月31日をもって廃止され、当研修センターを脱退されることにより、当研修センターを組織する地方公共団体の数の減少と併せて研修センター議員の議員定数を見直す必要があることから、このことに伴う規約変更の議決を全構成団体にお願いするものでございます。

次に議第108号、東近江行政組合の規約の変更に関する協議につき議決を求ることにつきましては、平成2年12月に国のふるさと市町村圏の選定を受け、東近江地域の広域連携と圏域の創造的・一体的な振興整備のために造成された東

近江ふるさと基金につきまして、国の広域行政圏施策の転換により、ふるさと市町村圏推進要綱が平成21年3月31日をもって廃止されたことに伴い、東近江ふるさと基金を廃止する必要があることから、このことに伴う規約変更の議決を全構成団体にお願いするものでございます。

次に議第109号、滋賀県市町土地開発公社定款の変更につき議決を求めるにつきましては、滋賀県市町土地開発公社の設立団体および出資団体であります虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町が、廃置分合により平成21年12月31日をもって廃止され、当公社の設立団体および出資団体から脱退されることにより、当公社の設立団体および出資団体の数の減少と併せて公社の役員であります理事の定数を見直す必要があること、平成17年の土地開発公社経理基準要綱の改正により経過措置が設けられていた運用財産を廃止し、財務諸表の1つであるキャッシュフロー計算書を平成21年度決算から作成する必要があること、また、当公社の設立団体および出資団体であります安土町が、廃置分合により平成22年3月20日をもって廃止され、当公社の設立団体および出資団体から脱退されることにより、当公社の設立団体および出資団体の数が減少すること、出資団体の数の減少により滋賀県の出資割合が設立当初に比べて高くなっていることから、出資額の見直しを行うこと等から、定款変更の議決を全設立団体および出資団体にお願いするものでございます。

以上をもちまして、議第94号から議第109号までの16議案すべてにつきまして、順をおって提案理由を申し上げましたので、よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（寺島健一） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本日の議事日程は、これで全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後1時57分